

3-1. 第一講演

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための 取組の促進に関する条例の公布について

千葉県環境生活部大気保全課
大気・特殊公害指導室
主幹 田中 勉

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための 取組の促進に関する条例の公布について

平成20年1月25日
環境生活部大気保全課

1 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の概要

第1 条例制定の背景

本県の光化学スモッグ注意報の発令日数は、平成14、16、17年度に全国ワースト1位となっており、発令日数を減らすためには、その原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策を一層進める必要があります。

VOCは、塗料の希釈溶剤やガソリン、ベンゼンなど、常温で揮発しやすい物質の総称で、これまで、県では、公害防止協定や炭化水素対策指導要綱により排出抑制指導を行ってきました。

一方、国では、大気汚染防止法を改正し、平成18年度から、VOCの排出規制を開始しましたが、VOC年間使用量50トン相当以上の大規模施設を排出規制対象とし、50トン未満の施設に対しては自主的な取組にゆだねたものとなっております。

このため、要綱対象である6トン以上の施設等について、事業者の自主的な取組によるVOCの排出抑制を一層促進するための制度を創設するものです。

第2 条例の概要

(1) 目的

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条の2に規定する事業者が自主的に
行うVOCの排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）を促進
するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の
抑制を図り、もって県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としま
す。

(2) 定義

① 揮発性有機化合物（VOC）

大気汚染防止法の定義に合わせて、「大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）」としました。

なお、政令で揮発性有機化合物から除かれる物質はメタンと7種類のフロン類です。

② 自主的取組対象施設

県の区域（千葉市及び船橋市の区域を除く。以下同じ。）内に存する工場又は事業場に設置される施設でVOCを排出するもののうち、その施設から排出されるVOCが大気の汚染の原因となるものであって、VOCの排出量が多いために自主的取組を行うことが特に必要なものとして規則で定めるものをいい、規則別表に掲げる施設であって、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものをいいます。

③ VOC排出事業者

その事業活動に伴って自主的取組対象施設からVOCを大気中に排出する者をいい、自主的取組計画書等の提出義務者となります。

(3) 「自主的取組の促進に関する指針」の策定

県は、事業者による自主的取組におけるVOCの削減目標、方法及び取り組むべき対策の事例等、事業者が留意すべき事項について指針を定めます。

また、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、当該指針の案を公表し、県の区域内に工場又は事業場を有する事業者（以下「県内事業者」という。）及び県民の意見を求めることとします。

(4) 県内事業者の責務

その事業活動に伴うVOCの大気中への排出又は飛散の状況を把握し、及び指針に留意

して、自主的取組を行う責務を有します。

(5) 県の責務

県は、自主的取組を支援するとともに、自ら率先して、VOCの排出及び飛散の抑制のための取組を行う責務を有します。

(6) 県民の努力

県民は、県内事業者の事業活動に伴うVOCの大気中への排出又は飛散の状況を把握することにより、自主的取組に関する理解を深めるよう努めることとしました。

(7) 自主的取組計画書の作成及び提出等

① 各年4月1日においてVOC排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、VOCの使用量並びに排出量及び飛散の量等について記載した計画書（「自主的取組計画書」規則別記第1号様式）を作成し、各年度の7月末日までに知事に提出することとしました。

② ①以外の事業活動に伴ってVOCを排出する施設からVOCを大気中に排出する者も、工場又は事業場ごとに、自主的取組計画書を作成し、知事に提出することができることとしました。

(8) 実績報告書の作成及び提出

(7)の自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、当該自主的取組計画書に係る年度の終了後、当該自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書（「実績報告書」規則別記第3号様式）を作成し、翌年度の7月末日までに知事に提出することとしました。

(9) 書類等の保存

(7)の自主的取組計画書を提出した者又は(8)の実績報告書を提出した者は、当該自主的取組計画書又は当該実績報告書に記載したVOCの使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録を当該提出の日から3年間保存することとしました。

(10) 公表

知事は、(7)の自主的取組計画書の内容及び(8)の実績報告書の内容を公表することとしました。

(11) 指導及び助言

知事は、県内事業者に対し、指針に即して自主的取組の促進に関し必要な指導及び助言をすることができることとしました。

(12) 報告及び検査

知事は、VOC排出事業者その他のVOCを排出する施設からVOCを大気中に排出する者に対し、報告を求め、又は職員に、立入検査させることができます。

(13) 過料

過料を設けることにより、自主的取組計画等の報告・公表制度の信頼性を確保します。

自主的取組報告義務違反者、虚偽報告者、報告・立入拒否者・・・5万円以下の過料

(14) 施行期日

平成20年4月1日

ただし、自主的取組の促進に関する指針の策定に関する部分は条例公布（平成19年10月19日）の日としました。

第3 今後の予定

事業者説明会の開催 平成20年2月から3月

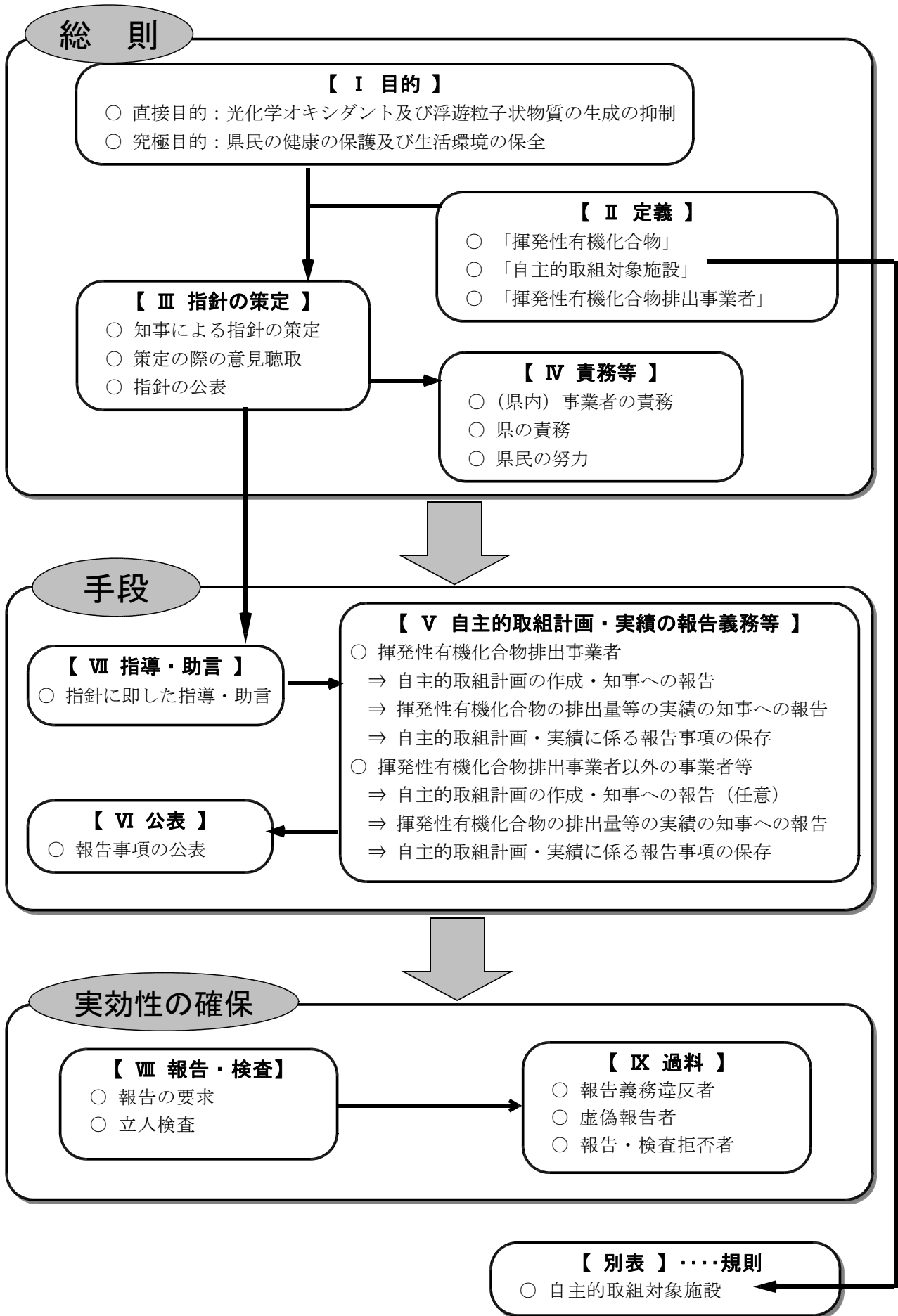
VOC排出事業者（自主的取組対象施設設置者）の皆様は、平成20年7月末日までに自主的取組計画書を作成して県に報告するとともに、以後毎年、当該年度の自主的取組計画書と前年度の実績報告書を県に報告する義務が生じます。

これら、報告書の作成方法等について、事業者の方を対象とした説明会を開催します。

今後の予定の具体的内容については、次のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.chiba.jp/sc/vocjorei>

2 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の基本構造



3 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組に関する指針（案）の概要

第1 目的

本指針は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例第3条の規定により大気汚染防止法（以下「法」という。）第17条の2に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）の促進に関し必要な事項を定めるものです。

第2 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標

光化学オキシダントや浮遊粒子状物質に係る大気汚染の改善のため、工場・事業場の固定発生源からのVOCの排出及び飛散を抑制することを目的とした法改正が行われ、平成18年4月1日から施行されています。

この改正の趣旨は、「光化学オキシダント等による大気汚染を改善するため、その原因物質の一つであるVOCについて、平成22年度までに固定発生源からのVOC排出総量を平成12年度比で3割程度抑制することが必要と見込んでいる。」としています。

そこで、千葉県全体として、平成12年度のVOC排出量及び飛散の量を基準として平成22年度までに削減すべき目標を3割とします。

第3 自主的取組の方法

事業活動に伴いVOCを大気中へ排出又は飛散する事業者（以下「VOC排出等事業者」という。）は、改正法の趣旨に基づいて自主的取組を行うものとし、自主的取組の実施に当たっては、次の事項に留意します。

- 1 VOCの排出及び飛散の抑制に関する情報の収集
- 2 VOCの排出又は飛散の実態の把握
- 3 VOCの排出又は飛散の防止対策の内容
- 4 自主的取組計画の策定

VOC排出等事業者は、計画的にVOCの排出削減を図るため、**VOC削減目標値と目標を達成するための具体的対策等からなる「自主的取組計画」**を策定し、排出及び飛散防止対策の実施に努めます。

(1) VOC削減目標値の設定の考え方

原則として「3割」とします。

なお、既に基準年度である平成12年度において削減対策を講じている工場又は事業場にあつては3割以下の目標値設定が現実的な場合もあります。一方、基準年度において削減対策を講じていない工場又は事業場にあつては、可能な限り高い削減目標を設定するよう努めることとします。

(2) VOC削減対策の継続

本県では、昭和61年度から炭化水素対策指導要綱により炭化水素発生施設に対する排出抑制指導を行ってきました。

条例の施行に伴い同要綱は廃止となりますが、VOC排出等事業者のうち別表1※の施設の設置者又は使用者は、別表2※の排出防止対策を講じるよう努めることとします。

5 自主的取組計画書・実績報告書の提出

VOC排出等事業者のうち自主的取組対象施設を設置している者は、条例に基づき「自主的取組計画書」及び「実績報告書」を知事に提出します。

6 自主的取組計画の評価

7 自主的取組計画・実績の公表

※ 5「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針（案）」の別表を参照下さい。

4 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例・施行規則

(1) 条例・規則対応表

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則
<p>(目的) 第1条 この条例は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条の2に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）を促進するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 揮発性有機化合物 大気汚染防止法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物をいう。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成19年千葉県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【大気汚染防止法】 (定義等) 第2条 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。</p> <p>【大気汚染防止法施行規則】 (揮発性有機化合物から除く物質) 第2条の2 法第2条第4項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) メタン (2) クロロフルオロメタン(別名HCFC-22) (3) 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124) (4) 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b) (5) 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b) (6) 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225ca) (7) 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225cb) (8) 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(別名HFC-43-10mee)</p>

<p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例</p>	<p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則</p>
<p>(2) 自主的取組対象施設 県の区域（千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。以下同じ。）内に存する工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するものうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いため自主的取組を行うことが特に必要なものとして規則で定めるものをいう。</p> <p>(3) 揮発性有機化合物排出事業者 その事業活動に伴って自主的取組対象施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者をいう。</p> <p>(指針)</p> <p>第3条 知事は、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図るため、自主的取組の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 指針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標</p> <p>(2) 自主的取組の方法</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、自主的取組のために必要な事項</p> <p>3 知事は、指針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、当該指針の案を公表し、県の区域内に工場又は事業場を有する事業者（以下「県内事業者」という。）及び県民の意見を求めるものとする。</p> <p>4 知事は、前項の規定により提出された意見を考慮して指針を定め、又は変更しなければならない。</p> <p>5 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(県内事業者の責務)</p> <p>第4条 県内事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握し、及び指針に留意して、自主的</p>	<p>(自主的取組対象施設)</p> <p>第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表の中欄に掲げる施設であって、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものとする。</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則
<p>取組を行う責務を有する。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第5条 県は、自主的取組を支援する責務を有する。</p> <p>2 県は、自ら率先して、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組を行う責務を有する。</p> <p>(県民の努力)</p> <p>第6条 県民は、県内事業者の事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握することにより、自主的取組に関する理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>(自主的取組計画書の作成及び提出等)</p> <p>第7条 各年4月1日において揮発性有機化合物排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、揮発性有機化合物の使用量並びに排出量及び飛散の量（以下「使用量等」という。）その他同日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）における揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する事項を記載した計画書（以下「自主的取組計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 揮発性有機化合物排出事業者は、県の区域内に存する工場又は事業場であって前項の工場又は事業場以外のものについて、当該工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、知事に提出することができる。</p> <p>3 その事業活動に伴って揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者（揮発性有機化合物排出事業者を除く。）は、県の区域内に存する工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、知事に提出する</p>	<p>(自主的取組計画書の提出)</p> <p>第3条 条例第7条第1項の規定による自主的取組計画書の提出は、各年度の7月末日までに自主的取組計画書（別記第1号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、条例第7条第2項及び第3項の規定による自主的取組計画書の提出について準用する。</p>

<p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例</p>	<p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則</p>
<p>ことができる。</p> <p>4 前各項の規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(実績報告書の作成及び提出)</p> <p>第8条 前条第1項から第3項までの規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、当該自主的取組計画書に係る年度の終了後、規則で定めるところにより、当該自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(書類等の保存)</p> <p>第9条 第7条第1項から第3項までの規定により自主的取組計画書を提出した者又は前条の規定により実績報告書を提出した者は、当該自主的取組計画書又は当該実績報告書に記載した揮発性有機化合物の使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）を当該提出の日から3年間保存しなければならない。</p> <p>2 第7条第4項の規定による届出をした者は、当該届出の内容が揮発性有機化合物の使用量等に係るものであるときは、当該使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録を当該届出の日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第10条 知事は、第7条第1項から第3項までの規定により提出された自主的取組計画書</p>	<p>(自主的取組計画書の変更の届出)</p> <p>第4条 条例第7条第4項の規定による自主的取組計画書の内容の変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、自主的取組計画書変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする。</p> <p>(実績報告書の提出)</p> <p>第5条 条例第8条の規定による実績報告書の提出は、翌年度の7月末日までに自主的取組実績報告書（別記第3号様式）により行うものとする。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第6条 条例第9条第1項の規則で定める電磁的記録は、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則
<p>の内容（同条第4項の規定による届出があったときは、当該届出に係る変更後の内容）及び第8条の規定により提出された実績報告書の内容を公表するものとする。</p> <p>（指導及び助言）</p> <p>第11条 知事は、県内事業者に対し、指針に即して自主的取組の促進に関し必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対し、自主的取組の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者の工場若しくは事業場に立ち入り、自主的取組対象施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（過料）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による自主的取組計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした自主的取組計画書を提出した者</p> <p>(2) 第7条第2項及び第3項に規定する自主的取組計画書に虚偽の記載をして提出した者</p>	<p>（身分を示す証明書）</p> <p>第7条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記第4号様式）とする。</p>

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則
<p>(3) 第7条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(4) 第8条の規定による実績報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした実績報告書を提出した者</p> <p>(5) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条から第3条までの規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び別表の規定は、公布の日から施行する。</p>

備 考

公布日：平成19年10月19日

(2) 規則別表

1	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり5,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
2	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり1,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
3	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの（次の項に掲げるものを除く。） イ 塗装施設 ロ 印刷施設 ハ 接着施設 ニ 洗浄施設 ホ 動植物油脂製造施設	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
4	ドライクリーニング施設	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
5	ガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物（以下「高揮発性有機化合物」という。）の貯蔵タンク（屋外に設置されているものに限る、密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第五条第二項の規定により算出した容量をいう。以下同じ。）が500キロリットル以上のもの
6	高揮発性有機化合物を消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充てんし、又は出荷する施設	一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク（屋外に設置されているものに限る。）の容量の合計が500キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの

(3) 様式第一号 (第三条第一項)
(その一)

平成 年 月 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

郵便番号
住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕[㊟]

自主的取組計画書

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項（第2項、第3項）の規定により、自主的取組計画を次のとおり提出します。

(ふりがな) 事業者の名称			
(前回の提出における名称)		-----	
(ふりがな) 工場又は事業場の名称			
(前回の提出における名称)		-----	
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地		〒 ー 市 町村	
工場又は事業場において行われる事業が属する主な業種		業 種 名	
		業種コード	
自主的取組計画		別添のとおり	
条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無		1 有	自主的取組計画（その四） の提出有無
		2 無	
担 当 者 (問い合わせ先)	所 属		
	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号		F A X
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 個人が提出する場合は、提出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 前回の提出における名称は、前年度以前に提出した自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、二以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。

(その二)

工場又は事業場の名称	
------------	--

1 自主的取組対象施設の数及び設置年月

施設の種類	施設の数 (基)	施設の種類	施設の数 (基)
有機化学工業製品製造施設		洗浄施設	
塗料等製造施設		動植物油脂製造施設	
塗装施設		ドライクリーニング施設	
印刷施設		屋外貯蔵タンク	
接着施設		充てん出荷施設	
施設の設置年月		年 月	

備考

- 1 施設の数、自主的取組対象施設の種類ごとの施設の数に記載すること（揮発性有機化合物排出事業者以外の事業者にあつては、主要な揮発性有機化合物を排出する施設について「○」を記載すること。）。
- 2 施設の設置年月は、施設の数に記載した施設のうち最も古いものの設置年月を記載すること。

2 自主的取組計画の内容

(1) 揮発性有機化合物の排出等の量の目標

	基準年度				目標年度				計画年度			
	年度				平成22年度				年度			
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)												
		×10				×10				×10		
排出等の量 (kg/年度)												
削減率 (%)												

備考

- 1 基準年度は、原則として平成12年度とする（平成12年度以降に自主的取組計画の対象となる施設を設置した事業者にあつては、当該施設を設置した年度の翌年度とする。）。これによりがたい場合、平成13年度以降の年度のうち最も古い年度に代えることができる。
- 2 目標年度以降に自主的取組計画の対象となる施設を設置した事業者にあつては、目標年度の欄の記載は不要とする。
- 3 計画年度は、本書を提出する年度とする。
- 4 使用量は、当該年度に工場又は事業場において使用し、又は使用する揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること。
- 5 排出等の量は、当該年度に工場又は事業場から排出及び飛散し、又は排出及び飛散する揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること（1キログラム未満の場合は、小数点以下第2位を四捨五入して得た数値を記載すること。）。
- 6 削減率は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。

$$\{ (\text{基準年度の排出等の量} - \text{当該年度の排出等の量}) / \text{基準年度の排出等の量} \} \times 100$$

(その四)

工場又は事業場の名称	
------------	--

3 基準年度以前から実施している揮発性有機化合物の排出等の抑制のための対策

(1) 基準年度における処理回収率等

	基準年度					
	年度					
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)						.
			× 1 0			
排出等の量 (kg/年度)						.
処理回収率 (%)						.

基準年度までに、浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクに改造した固定屋根式タンクの基数(基)					

備考

- 1 この項の提出は任意であること。
- 2 基準年度は、2(1)の基準年度と一致させること。
- 3 使用量及び排出等の量は、2(1)の基準年度におけるものと一致させること。
- 4 処理回収率は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。

$$\{ (\text{使用量} - \text{排出等の量}) / \text{使用量} \} \times 100$$

(2) 基準年度以前から実施している対策の内容

基準年度以前から実施していた対策であって、現在も実施しているものについて、別表から該当する記号を選んで記載すること。複数の対策を組み合わせる場合は、全ての対策について記載すること。

対策 1	対策 2	対策 3	対策 4	対策 5	対策 6	対策 7	対策 8	対策 9	対策10

その対策(19, 29, 39, 49, 59, 99)を記載した場合は、対策の内容を次の欄に具体的に記入すること。

備考 この項の提出は任意であること。

(その5)

別表 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための対策の概要

手法の区分	記号	対策の概要
①原材料対策による手法	1 1	溶剤の低揮発性有機化合物化又は非揮発性有機化合物化
	1 2	ハイソリッド塗料等溶剤含有率の低減
	1 3	粉体塗料等の揮発性有機化合物が不要な原材料の使用
	1 9	その他
②工程管理による手法	2 1	ふた閉め等溶剤管理の徹底
	2 2	効率の向上による塗料等の使用量の削減
	2 3	作業工程見直しによるふた開放時間等の短縮
	2 9	その他
③施設の改善による手法	3 1	施設の密閉化等の施設からの蒸発防止策
	3 2	冷却装置の増設による蒸発量の減少及び回収量の増加
	3 3	塗装の色替え時の洗浄ラインの短縮による溶剤使用量の削減
	3 4	製造設備の集約化
	3 9	その他
④ 屋外タンク貯蔵所の改造	4 1	固定屋根式タンクの浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクへの改造
	4 9	その他
⑤処理装置による手法	5 1	吸着法（排出ガス中の揮発性有機化合物を活性炭等の吸着剤に吸着させるもの）
	5 2	吸収法（排出ガス中の揮発性有機化合物を水、酸、アルカリ、揮発性有機化合物等に接触させて吸収させるもの）
	5 3	凝縮法（排出ガス中の揮発性有機化合物を冷却して凝縮液化させるもの）
	5 4	直接燃焼法（排出ガス中の揮発性有機化合物を直接燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 5	接触酸化法（排出ガス中の揮発性有機化合物を触媒を用いて燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 6	蓄熱燃焼法（高温の固定層に排出ガスを接触させて、揮発性有機化合物を燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 7	生物分解法（排出ガス中の揮発性有機化合物を微生物を利用して分解するもの）
	5 9	その他
⑨その他の手法	9 1	不良率の減少による溶剤使用量の削減
	9 2	余材の削減による塗布面積等の削減
	9 3	包装材の小面積化等による塗布面積等の削減
	9 4	製品の無塗装化
	9 9	その他

(4) 様式第二号 (第四条)

平成 年 月 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

郵便番号
住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕^①

自主的取組計画書変更届出書

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（以下「条例」という。）第7条第4項の規定により、自主的取組計画の変更を次のとおり届け出ます。

(ふりがな) 事業者の名称				
(前回の提出における名称)		-----		
(ふりがな) 工場又は事業場の名称				
(前回の提出における名称)		-----		
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地		〒 ー 市 町村		
工場又は事業場において行われる事業が属する主な業種		業 種 名		業種コード
変更後の自主的取組計画		別添のとおり		
条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無		1 有 2 無		
担 当 者 (問い合わせ先)	所 属			
	(ふりがな) 氏 名			
	電話番号		F A X	
※受理年月日	年 月 日	※整理番号		

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 前回の提出における名称は、本書に係る自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、二以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。
- 変更後の自主的取組計画は、変更があった箇所のみ添付すること。

(5) 様式第三号 (第五条)

(その一)

平成 年 月 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

郵便番号
住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕^①

自主的取組実績報告書

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、自主的取組実績報告を次のとおり提出します。

(ふりがな) 事業者の名称 (自主的取組計画書における名称)				
(ふりがな) 工場又は事業場の名称 (自主的取組計画書における名称)				
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地		〒 ー 市 町村		
工場又は事業場において行われる事業が属する主な業種		業 種 名		業種コード
自主的取組実績報告		別添のとおり		
条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無		1 有 2 無		
担 当 者 (問い合わせ先)	所 属			
	(ふりがな) 氏 名			
	電話番号		F A X	
※受理年月日	年 月 日	※整理番号		

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 個人が提出する場合は、提出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 自主的取組計画書における名称は、本書に係る自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、二以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。

(その二)

工場又は事業場の名称	
------------	--

1 自主的取組対象施設の数及び設置年月

施設の種類	施設の数 (基)	施設の種類	施設の数 (基)
有機化学工業製品製造施設		洗浄施設	
塗料等製造施設		動植物油脂製造施設	
塗装施設		ドライクリーニング施設	
印刷施設		屋外貯蔵タンク	
接着施設		充てん出荷施設	
施設の設置年月		年 月	

備考

- 1 施設の数、自主的取組対象施設の種類ごとの施設の数に記載すること（揮発性有機化合物排出事業者以外の事業者にあつては、主要な揮発性有機化合物を排出する施設について「○」を記載すること。）。
- 2 施設の設置年月は、施設の数に記載した施設のうち最も古いものの設置年月を記載すること。

2 自主的取組実績の内容

(1) 揮発性有機化合物の排出等の量

	基準年度				目標年度			
	年度				平成22年度			
使用量 (kg/年度)								
(1億キログラムを超える場合は、 下段に指数表示で記載すること。)			×10				×10	
排出等の量 (kg/年度)								
削減率 (%)								

	計画年度 (平成 年度)							
	計画値				実績値			
使用量 (kg/年度)								
(1億キログラムを超える場合は、 下段に指数表示で記載すること。)			×10				×10	
排出等の量 (kg/年度)								
削減率 (%)								

備考

- 1 基準年度の欄及び目標年度の欄は、自主的取組計画書に記載した内容を転記すること。
- 2 計画年度は自主的取組計画書を提出した年度とし、計画値は自主的取組計画書に記載した内容を転記すること。
- 3 計画年度の使用量の実績値は、当該年度に工場又は事業場において使用した揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること。
- 4 計画年度の排出等の量の実績値は、当該年度に工場又は事業場から排出及び飛散した揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること（1キログラム未満の場合は、小数点以下第2位を四捨五入して得た数値を記載すること。）。
- 5 計画年度の削減率の実績値は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。

$$\{ (\text{基準年度の排出等の量} - \text{計画年度の排出等の量}) / \text{基準年度の排出等の量} \} \times 100$$

5 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針(案)

意見募集期間

自 平成19年12月20日

至 平成20年 1月16日

第1 目的

本指針は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成19年条例第53号。以下「条例」という。）第3条の規定により大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条の2に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）の促進に関し必要な事項を定める。

具体的には、VOC含有原材料の使用、貯蔵等を行う事業者がVOCの使用の削減、改善等といった対策を自主的に講じることにより、その事業活動に伴うVOCの大気中への排出及び飛散を効果的に抑制する取組について留意すべき事項を定める。

なお、本指針における用語の定義は、大気汚染防止法及び条例に規定する定義に従う。

第2 背景

光化学オキシダントや浮遊粒子状物質に係る大気汚染の改善のため、工場・事業場の固定発生源からのVOCの排出及び飛散を抑制することを目的とした大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成16年5月26日 以下「改正法」という。）が公布され、平成18年4月1日から施行されている。

この改正では、VOCの排出及び飛散の抑制に当たって、自主的取組を評価し、促進することを基本とし、法規制は限定的に適用するという、従来の公害対策にはない新しい考え方に基づいて、「法規制」と「自主的取組」の双方の政策手法を適切に組み合わせることで相乗的な効果を発揮させる（ベスト・ミックス）こととしている。

さらに、ベスト・ミックスを基本として規制対象施設の限定を行った結果、固定発生源からのVOCの排出量及び飛散の量（以下「排出等の量」という。）を平成12年度から平成22年度までに3割削減するという目標において、規制により削減するのは1割分程度と見込まれ、自主的取組に委ねる割合は2割分程度と非常に大きなものとなっている。

本県では、昭和61年度から千葉県炭化水素対策指導要綱により、VOC排出抑制指導を行っていることや光化学スモッグ注意報の発令日数が、全国でもワースト上位で推移していること等の特別の事情を抱えている。

このことから、同排出抑制指導の継続と改正法が期待する自主的取組によるVOC削減を合わせて促進するための条例を平成19年10月19日付けで制定した。

第3 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標

改正法の趣旨によると、「光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質による大気汚染を改善するため、その原因物質の一つであるVOCについて、平成22年度までに、工場等の固定発生源からのVOC排出総量を平成12年度比で3割程度抑制することが必要と見込んでいる。」としている。

そこで、千葉県全体として、平成12年度のVOC排出等の量を基準として平成22年度までに改正法の濃度規制による削減の見込み量（1割程度）と自主的取組に基づき削減すべき量（2割程度）を含めた削減目標を3割と設定する。

第4 自主的取組の方法

事業活動に伴いVOCを大気中へ排出又は飛散する県内事業者（以下「VOC排出等事業者」）は、改正法の趣旨に基づいて自主的取組を行う。

また、自主的取組の実施に当たっては、次の事項に留意する。

1 VOCの排出及び飛散の抑制に関する情報の収集

VOC排出等事業者は、国、県及び業界団体等が作成する資料の収集、これらの機関が開催するセミナー等への参加によりVOCの排出及び飛散の抑制に資する技術情報、製品情報等の収集に努める。

2 VOCの排出又は飛散の実態の把握

VOC排出等事業者は、VOCの使用量及びVOC処理装置の稼働状況及び処理効率から、工場又は事業場から大気中に排出又は飛散されるVOCの実態を把握する。

なお、工場又は事業場から大気中に排出及び飛散されるVOC量の算定方法には次の方法があり、自社の施設に適した方法を選択する。

ア 物質収支による方法

使用しているVOC含有原材料の購入量、在庫量等から年間使用量を求め、年間原材料使用量にVOC含有率を乗じる方法

イ 排出係数による方法

洗浄施設に係る塩素系溶剤については、日本産業洗浄協議会が排出係数の参考値を示しており、これらの排出係数に年間使用量を乗ずる方法

ウ 物性値から理論的に推計する方法

固定屋根式貯蔵タンクにおける受入ロスの排出ガス濃度のように、強制通気がない状態で排出される場合は、飽和蒸気圧等の物性値から、液面に接するガス中の濃度を求め、それに排出ガス量を乗じる方法

エ 実測による方法

排出ガスを分析してVOC濃度を測定し、排出ガス量を乗ずる方法

3 VOCの排出又は飛散の防止対策の内容

VOC排出等事業者は、VOCの取扱い実態に即して、技術的かつ経済的に最も適切な排出及び飛散の抑制方法の導入に努める。

なお、VOCの排出又は飛散の防止対策として次の手法がある。

ア 原材料対策による手法

原材料対策によりVOCの排出量を抑制する手法としては、溶剤の低VOC化、非VOC化、ハイソリッド塗料等溶剤含有率の低減、粉体塗料等のVOCが不要な原材料の使用等がある。

また、屋外塗装などの屋外作業に伴ってVOCを大気中へ飛散させる作業についても、VOCを含有しない、又は含有率が少ない塗料を選択することにより、VOCの大気中への飛散の抑制が可能である。

イ 工程管理による手法

工程管理によりVOCの排出量を抑制する手法としては、ふた閉め等溶剤管理の徹底、効率の向上による塗料等使用量の削減、作業工程見直しによるふた開放時間等の短縮等がある。

ウ 施設の改善による手法

施設の改善によりVOCの排出量を抑制する手法としては、施設の密閉化等の蒸発防止策、冷却装置の増設による蒸発量の減少及び回収量の増加、塗装の色替え時の洗浄ラインの短縮による溶剤使用量の削減、製造設備の集約化等がある。

エ 処理装置による手法

処理装置によりVOCの排出量を抑制する手法としては、直接燃焼処理・触媒燃焼処理、吸着処理等による回収・再利用等がある。

なお、燃焼処理で助燃剤を使用する場合は、気体燃料等のクリーンな燃料の使用に努める。

オ その他の手法

これら以外の手法としては、不良率の減少による溶剤使用量の削減、余材の削減による塗布面積等の削減、包装材の小面積化等による塗布面積等の削減、製品の無塗装化等がある。

4 自主的取組計画の策定

VOC排出等事業者は、計画的にVOCの排出削減を図るため、工場又は事業場ごとに、基準年度における大気中へのVOC排出等の量を基準として、目標年度のVOC年間排出等の量を指標とする削減目標値を設定するとともに、これを達成するための具体的方策を定めた「自主的取組計画」の策定に努める。

なお、「自主的取組計画」の策定に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 基準年度

改正法の目標（固定発生源からのVOCの排出等の量を平成12年度から平成22年度までに3割程度削減する。）から、原則として平成12年度とする。

しかしながら、平成12年度の設定が不可能な場合は、平成13年度以降のうち最も古い年度に代えることができる。

(2) 目標年度

「自主的取組計画」に係る目標年度は平成22年度とする。

(3) VOC削減目標値

VOC排出等事業者は、工場又は事業場ごとに、基準年度における大気へのVOC年間排出等の量を基準として、目標年度の年間排出等の量を指標とするVOC削減目標値を設定する。

ア VOC削減目標値の算定方法

目標年度におけるVOC年間排出等の量の目標値（①）、基準年度におけるVOC年間排出等の量（②）とすると、

削減率は $(② - ①) / ② \times 100\%$ により算出される。

イ VOC削減目標値の設定の考え方

VOC排出等事業者は、削減目標値の設定に当たっては、「第3 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標」に留意し、原則として「3割」とする。

なお、既に基準年度である平成12年度において削減対策を講じている工場又は事業場にあつては3割以下の目標値設定が現実的な場合もある。一方、基準年度において削減対策を講じていない工場又は事業場にあつては、可能な限り高い削減目標を設定するよう努める。

また、経済産業省の指導により業界団体がVOC削減目標を表明しており、多くの業界団体が3割を上回る目標を設定しているため、自社の属する業界の削減目標値も参考とする。

(4) VOC削減目標を達成するための具体的対策

VOC排出等事業者は、「3 VOCの排出又は飛散の防止対策の内容」について検討し、VOCの取扱い実態に即して、技術的かつ経済的に最も適切な排出及び飛散の抑制方法の導入に努める。

(5) VOC削減対策の継続

本県では、昭和61年度から炭化水素対策指導要綱により炭化水素発生施設に対する排出抑制指導を行ってきた。

条例の施行に伴い同要綱は廃止されるが、VOC排出等事業者のうち別表1の施設の種類欄に掲げる施設ごとに、同表の規模要件欄に掲げる規模に該当する施設(旧炭化水素対策指導要綱対象施設)の設置者又は使用者は、別表1の項に対応した別表2の主な排出防止対策欄に掲げる対策を実施するよう努める。

5 自主的取組計画書・実績報告書の提出

VOC排出等事業者のうち条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者は、条例第7条第1項の規定に基づき、条例第2条第2号の自主的取組対象施設を設置する工場又は事業場ごとに、「自主的取組計画書(条例規則様式第一号)」を作成し、知事に提出する。

また、同号の揮発性有機化合物排出事業者は、条例第2条第2号の自主的取組対象施設を設置していない工場又は事業場についても、条例第7条第2項の規定に基づき、「自主的取組計画書(条例規則様式第一号)」を作成し、知事に提出することができる。

条例第2条第2号の自主的取組対象施設を設置していないVOC排出等事業者であっても、条例第7条第3項の規定に基づき、「自主的取組計画書(条例規則様式第一号)」を作成し、知事に提出することができる。

なお、自主的取組計画書を提出したVOC排出等事業者は、条例第8条に規定する「実績報告書(条例規則様式第三号)」を作成し、知事に提出する。

6 自主的取組計画の評価

VOC排出等事業者は、VOCの排出及び飛散の実態及び防止対策の実施状況を把握することにより、自主的取組計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画の見直しを行うよう努める。

7 自主的取組計画・実績の公表

VOC排出等事業者は、自らの自主的取組計画及び実績について、インターネットや環境報告書により公表に努める。

なお、知事は、条例第10条の規定に基づき、VOC排出等事業者から提出された「自主的取組計画書」及び「実績報告書」の内容を定期的に公表することとしている。

別表 1

項	施設の種類	規模要件
1	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり5,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
2	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり1,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
3	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの（次の項に掲げるものを除く。） イ 塗装施設 ロ 印刷施設 ハ 接着施設 ニ 洗浄施設 ホ 動植物油脂製造施設	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
4	ドライクリーニング施設	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
5	ガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物（以下「高揮発性有機化合物」という。）の貯蔵タンク（屋外に設置されているものに限る。密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量（危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第五条第二項の規定により算出した容量をいう。以下同じ。）が500キロリットル以上のもの
6	高揮発性有機化合物を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充てんし、又は出荷する施設	一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク（屋外に設置されているものに限る。）の容量の合計が500キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの
7	給油取扱所	地盤面下に設置した専用タンクにおいて高揮発性有機化合物を貯蔵する営業用の給油を取扱う施設
8	移動タンク貯蔵所	前欄の給油取扱所に高揮発性有機化合物を運搬する移動式の貯蔵タンク

注 第1項から第6項までの施設は条例第2条第2号の自主的取組対象施設

備 考

- 1 この表において最大の製造量とは、生産施設を通常の状態において最高度に使用した場合の生産量をいう。
- 2 この表において最大の使用量とは、第3項及び第4項の各施設の有する能力を最大限活用（最高度に使用）した場合の使用量をいう。
- 3 この表に掲げる有機化学工業製品とは、日本標準産業分類上の「有機化学工業製品製造業」において製造される製品をいう。
- 4 この表に掲げる油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料とは、日本標準産業分類上の「油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業」において製造される製品をいう。
- 5 この表に掲げる塗装施設とは、塗装又はこれに付随する乾燥若しくは焼付けの用に供する施設をいう。また、「塗装」とは、物体の表面に塗料を用いて保護的、装飾的又は特殊性能を持った塗膜を作る作業のことをいう。
- 6 この表に掲げる印刷施設とは、印刷又はこれに付随する乾燥若しくは焼付けの用に供する施設をいう。また、「印刷」とは、原稿をもとに印刷板を作り、印刷機を用いて、インキを被印刷物に転移させる行為をいう。
- 7 この表に掲げる接着施設とは、接着又はこれに付随する乾燥若しくは焼付けの用に供する施設をいう。また、「接着」とは、同種又は異種の固体の面と面を貼り合わせて一体化した状態にすることをいい、染色整理業における業務（コンバーティング）であるラミネート（布とフィルムとを接着剤で貼り合わせること。）、コーティング（布地の表面に樹脂を塗布すること。）、ボンディング（樹脂材料の両面に布を貼り付けること。）及びディップ（含侵。布地に樹脂を染みこませること。）並びにゴム引き（ゴム糊を布等に被覆又は含侵すること。）を含む。
- 8 この表に掲げる洗浄施設とは、揮発性有機化合物を洗浄剤として用いて、機械器具や金属板等を脱脂・洗浄する施設をいい、これに付随する乾燥の用に供する施設を含むものをいう。
- 9 この表に掲げる動植物油脂製造施設とは、揮発性有機化合物による抽出により大豆油、菜種油その他の動植物油を製造する施設をいう。
- 10 この表の3の項の規模要件の欄に掲げる揮発性有機化合物の使用量とは、揮発性有機化合物を含む、インキ、塗料、希釈剤、湿し水、洗浄溶剤、表面加工用溶剤、接着剤及び抽出溶媒について、揮発性有機化合物の含有量を合計した量をいう。
- 11 この表に掲げるドライクリーニング施設とは、揮発性有機化合物をドライクリーニング溶剤として使用するドライクリーニング施設をいう。
- 12 この表の6の項の規模要件の欄に掲げる貯蔵タンクの容量の合計には、密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）貯蔵タンクを含む。
- 13 この表に掲げる給油取扱所とは、固定した設備によって、自動車等の燃料タンクに直接給油するため、高揮発性有機化合物を取り扱う営業用の取扱所をいう。
- 14 この表に掲げる移動タンク貯蔵所とは、車両（被けん引自動車にあっては、前車

軸を有しないものであって、当該被けん引自動車の一部がけん引自動車に乗せられ、かつ、当該被けん引自動車及び積載物の重量の相当部分がけん引自動車によってささえられる構造のものをいう。)に固定されたタンクにおいて、高揮発性有機化合物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。

別表 2

項	主な排出防止対策
1	処理装置の設置
2	
3	当該施設からの合計揮発性有機化合物排出量を、合計揮発性有機化合物使用量の50パーセント以下に削減するための処理装置の設置、原材料対策又は工程管理対策等の実施
4	
5	密閉式又は浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）への改造並びに処理装置の設置
6	移動タンク貯蔵所又はタンク貨車からの高揮発性有機化合物の蒸気処理するための蒸気返還装置及び処理装置の設置
7	地下タンク内の高揮発性有機化合物の蒸気を有効に移動タンク貯蔵所のタンク内に返還する蒸気返還装置（回収ホースを含む。）の設置
8	給油取扱所の地下タンク内の高揮発性有機化合物の蒸気を有効に移動タンク貯蔵所のタンクに回収する蒸気返還装置の設置

備考

- 1 処理装置とは、吸着、吸収、凝縮、直接燃焼、接触酸化及び蓄熱燃焼の各方式もしくはこれらの併用方式で処理する装置又はこれらと同等以上の排出防止効果を有する装置とする。
- 2 処理装置（給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に設置した蒸気返還装置は除く。）の除去率は、摂氏20度において概ね85パーセント以上とする。

自主行動計画の取りまとめ結果 経済産業省(平成18年12月)

別添

表 VOC排出量の推移

平成18年12月13日

業界団体名	12年度【基準】		16年度(参考)				17年度				20年度【中間目標】				22年度【目標】			
	年間排出量 [トン]	合計比	年間排出量 [トン]	合計比	削減量 [トン]	削減率	年間排出量 [トン]	合計比	削減量 [トン]	削減率	年間排出量 [トン]	合計比	削減量 [トン]	削減率	年間排出量 [トン]	合計比	削減量 [トン]	削減率
1 日本ガス協会	87	0.0%	31	0.0%	56	64.4%	27	0.0%	60	69.0%	0	0.0%	87	100.0%	0	0.0%	87	100.0%
2 日本染色協会	7,976	1.6%	6,512	1.7%	1,464	18.4%	6,576	1.9%	1,400	17.6%	6,062	1.8%	1,914	24.0%	5,583	1.9%	2,393	30.0%
3 日本製紙連合会	9,644	2.0%	3,821	1.0%	5,823	60.4%	3,880	1.1%	5,764	59.8%	3,090	0.9%	6,554	68.0%	2,410	0.8%	7,234	75.0%
4 日本鉄鋼連盟	6,346	1.3%	4,417	1.2%	1,929	30.4%	4,139	1.2%	2,207	34.8%	4,823	1.4%	1,523	24.0%	4,442	1.5%	1,904	30.0%
5 電機・電子4団体	24,984	5.2%	17,226	4.6%	7,758	31.1%	19,622	5.6%	5,362	21.5%	17,489	5.2%	7,495	30.0%	17,489	5.9%	7,495	30.0%
6 日本塗料工業会	3,947	0.8%	2,954	0.8%	993	25.2%	3,061	0.9%	886	22.4%	★ 3,061	0.9%	886	22.4%	2,664	0.9%	1,283	32.5%
7 日本自動車部品工業会	22,651	4.7%	14,934	3.9%	7,717	34.1%	18,856	5.3%	3,795	16.8%	16,590	5.0%	6,061	26.8%	15,750	5.4%	6,901	30.5%
8 日本自動車工業会	52,991	10.9%	43,786	11.6%	9,205	17.4%	41,537	11.8%	11,454	21.6%	★ 41,537	12.4%	11,454	21.6%	37,000	12.6%	15,991	30.2%
9 線材製品協会	1,290	0.3%	1,040	0.3%	250	19.4%	894	0.3%	396	30.7%	980	0.3%	310	24.0%	903	0.3%	387	30.0%
10 日本伸銅協会	436	0.1%	198	0.1%	238	54.6%	193	0.1%	242	55.6%	172	0.1%	264	60.6%	159	0.1%	277	63.5%
11 全国鍍金工業組合連合会	1,356	0.3%	※ 1,356	0.4%	0	0.0%	992	0.3%	364	26.8%	975	0.3%	381	28.1%	945	0.3%	411	30.3%
12 日本電線工業会	1,815	0.4%	1,168	0.3%	647	35.6%	1,149	0.3%	666	36.7%	1,077	0.3%	738	40.7%	1,035	0.4%	780	43.0%
13 日本溶融亜鉛鍍金協会	101	0.0%	※ 101	0.0%	0	0.0%	99	0.0%	2	2.1%	91	0.0%	10	10.0%	86	0.0%	15	15.0%
14 日本アルミニウム協会	1,900	0.4%	704	0.2%	1,196	62.9%	569	0.2%	1,331	70.1%	775	0.2%	1,125	59.2%	670	0.2%	1,230	64.7%
15 日本建材・住宅設備産業協会	8,025	1.7%	6,255	1.7%	1,770	22.1%	6,059	1.7%	1,966	24.5%	4,010	1.2%	4,015	50.0%	3,208	1.1%	4,817	60.0%
16 天然ガス鉱業会	2,603	0.5%	1,587	0.4%	1,016	39.0%	1,665	0.5%	938	36.0%	1,430	0.4%	1,173	45.1%	1,430	0.5%	1,173	45.1%
17 石油連盟	61,426	12.7%	56,281	14.9%	5,145	8.4%	55,921	15.8%	5,505	9.0%	49,000	14.7%	12,426	20.2%	43,000	14.6%	18,426	30.0%
18 日本化学工業協会	89,528	18.5%	54,690	14.5%	34,838	38.9%	51,218	14.5%	38,310	42.8%	49,633	14.8%	39,895	44.6%	43,328	14.7%	46,200	51.6%
19 日本印刷産業連合会	115,500	23.8%	89,100	23.6%	26,400	22.9%	76,600	21.7%	38,900	33.7%	78,600	23.5%	36,900	31.9%	68,100	23.2%	47,400	41.0%
20 ドラム缶工業会	1,763	0.4%	1,966	0.5%	-203	-11.5%	1,634	0.5%	129	7.3%	1,610	0.5%	153	8.7%	1,412	0.5%	351	19.9%
21 軽金属製品協会	349	0.1%	342	0.1%	7	2.0%	312	0.1%	37	10.6%	272	0.1%	77	22.1%	244	0.1%	105	30.1%
22 日本プラスチック工業連盟	46,239	9.5%	※ 46,239	12.2%	0	0.0%	36,134	10.2%	10,105	21.9%	31,614	9.5%	14,625	31.6%	27,744	9.4%	18,495	40.0%
23 日本オフィス家具協会	2,824	0.6%	※ 2,824	0.7%	0	0.0%	2,181	0.6%	643	22.8%	1,977	0.6%	847	30.0%	1,836	0.6%	988	35.0%
24 日本表面処理機材工業会	1	0.0%	※ 1	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	-43.8%	1	0.0%	0	20.0%	1	0.0%	0	30.0%
25 日本自動車車体工業会	20,300	4.2%	※ 20,300	5.4%	0	0.0%	19,060	5.4%	1,240	6.1%	★ 19,060	5.7%	1,240	6.1%	14,210	4.8%	6,090	30.0%
26 日本接着剤工業会	598	0.1%	484	0.1%	114	19.1%	470	0.1%	128	21.4%	496	0.1%	102	17.1%	419	0.1%	179	29.9%
27 日本繊維染色連合会	0	0.0%	0	0.0%	0	70.0%	0	0.0%	0	69.0%	0	0.0%	0	60.0%	0	0.0%	0	70.0%
合計	484,679	100.0%	378,316	100.0%	106,363	21.9%	352,849	100.0%	131,830	27.2%	334,424	100.0%	150,256	31.0%	294,067	100.0%	190,612	39.3%

注1) 提出のあった27件の自主行動計画の数値を集計したもの。

注2) 平成16年度の年間排出量については、自主行動計画への記載を求めているなかったが、経済産業省で業界団体から聴取する等して参考として集計。業界団体で把握していない場合は、暫定的に平成12年度の排出量を用いて集計している(※印)。

注3) 平成20年度の年間排出量について、中間目標値を設定していない場合は、暫定的に平成17年度の排出量を用いて集計している(★印)。

注4) 年間排出量には、暫定値、速報値、推計値が含まれている。また、幅を持った目標値が設定されている場合は、その単純平均値を用いて集計している。

注5) 日本自動車工業会及び日本自動車車体工業会においては目標を原単位で設定しているため、平成22年度の年間排出量は参考値として、提出のあったもの。